

資料

いわゆる「46年次官通知」をめぐって
— 和田勝氏へのインタビュー

高峰 武

熊本学園大学特命教授

水俣病の認定制度をめぐる議論ではいくつかのターニングポイントがあるが、1971（昭和46）年8月7日付、環境事務次官名で出された「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法の認定について（通知）」¹⁾という、昭和の年号をとって「46年事務次官通知」（以後、「46年次官通知」、46年通知などと表記）と呼ばれるものは、水俣病事件史の中でも画期となるものであった。

というのもこの通知は、これまで熊本県の水俣病認定審査会が行ってきた審査・判断という運用実態を正面から批判したからである。この次官通知に流れている精神、考え方は、「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」²⁾、いわゆる救済法の趣旨を再確認し、法の趣旨を徹底させようということにあったのだが、端的に言えば、熊本県の認定審査会の審査・運用は「法の趣旨にそぐわない」という指摘に他ならなかった。

通知は、水俣病の認定申請を熊本県知事から棄却された川本輝夫氏らが起こした行政不服審査請求³⁾に対する裁決に関連して出されたものであるが、ここにはこの裁決と次官通知の約一カ月前の7月1日付で発足したばかりの環境庁の新しい公害行政に向かう意気込みが感じられるものでもあった。川本氏らへの裁決は、熊本県知事の認定棄却処分を取り消すとともに、「法の趣旨に沿って処分を行うべき」と判示、その「法の趣旨」について考えを説明したのが、「46年次官通知」である。

通知の背景には何があったのか。2024年9月17日、環境庁裁決と「46年次官通知」の取りまとめ、起案に当たった元同庁事務官の和田勝氏に都内の福祉社会総合研究所事務所でインタビューした。和田氏は1969年7月、東京大学法学部を卒業後、厚生省に入省した。7月入省は全共闘による東京大学安田講堂の封鎖解除などの影響で東京大学が6月卒業となったためである。厚生省の「公害部」を希望して入省した和田氏はその後、1971年7月の環境庁発足と同時に環境庁に異動した。

本稿では和田氏の「46年次官通知」の狙いと背景についてのインタビューを紹介する。「46年次官通知」はその後、当時の熊本県の認定審査会長の徳臣晴比古氏⁴⁾らが猛反発し、審査会委員の辞意を表明する事態となり、環境庁は通達の趣旨を説明する「解説書」などを示

して収拾を図ることになる。その収拾の実務的中心にいたのが、当時の和田氏の上司に当たる同庁公害保健課課長補佐の古川貞二郎氏⁵⁾だった。収拾の過程を含めた経緯について古川氏へのインタビューも既に行っており、その歴史的役割などについては別の機会に論を立てる予定だ。以下、和田氏のインタビューのやり取りである。

メモ 和田勝（わだ・まさる） 1945年5月31日生まれ、東京大学法学部卒業後の1969年7月、厚生省（現・厚生労働省）に入省し公害部庶務課に配置される。1971年7月の環境庁創設とともに環境庁に異動して大気保全局企画課に配置され、企画調整局公害保健課を兼任した。厚生省大臣官房審議官時代に介護対策本部事務局長として介護保険制度の企画立案と創設を担った。1996年12月に厚生省退官。現在、福祉社会総合研究所代表。国際医療福祉大学大学院客員教授、順天堂大学大学院客員教授。

日時：2024年9月17日

場所：福祉社会総合研究所事務所

高峰：46年通知を出そうと思った元々のきっかけは何になりますか？

和田：こういう審査請求を容認しようっていう判断は、環境庁は昭和46（1971）年7月にできるんですが、もう5月、6月のころには審査請求を認めようという考え方で、基本的には認識一致してましたよ。

高峰：何がきっかけですか？

和田：それはやっぱり現地でヒアリングをしたり、家庭を訪問したりしている中で、基本的には原田（筆者注＝原田正純医師）さんもずっと同行しておられましたけど、市役所の方も道案内には来ていたと思いますけど。そういうことを拝見している中で、その生活実態、生活を見ていると、水俣病ではない、と、有機水銀中毒に罹っていないということを否定するということはかなり難しいように思える、と。

もう1つは、県及び市、特に県ですね。県に弁明書の提出を求めるんだよね。しかし、この分野の最高の有識者っていうのかな、研究者たちのまとめた案だから違う、というそっけない返事ね。そういう人たちが一致した、一致したかな、出した結論だから問題ないんだ、ということを言ってこられたんですね。その水俣病というものについての医学的な考え方の一団の人がそういうことを言ってることは事実なんでしょう。しかし、同時に、新潟の場合と捉え方が違うんじゃないかという指摘がかなり、主張が不服審査請求で出されていたから。

高峰：新潟は認定患者の例えば視野狭窄でいうと、37%ぐらいになるんですね。ところが熊本は100%なんですよ⁶⁾。

和田：熊本県知事の判断は少し厳格にすぎるとは思いませんか。当時、椿（筆者注＝椿忠雄）先生⁷⁾にも来ていただいてお話を聞いたことがあります。

高峰：椿さんは何とおっしゃったんですか？

和田：はっきりと記憶してないけれども、色んな病態像があってもおかしくないでしょう、と。曝露されている期間とか、あるいは摂取量とか。個体差は相当違いがあるんで、症状の出方にかなりの差異があると考えるのがいいのではないかと、というのが椿さんの主張でしたよ。で、東京大学で教授をやっておられた、医学部の白木（筆者注＝白木博次）先生⁸⁾に聞いたけれども、僕のその時の疑問を聞いたんだけど、「あなたの考え方の方がどうやら良さそうですね」とのことを聞いたことがありますよ。

高峰：笠松（筆者注＝笠松章）さん⁹⁾とか白木さんとかに聞いて判断された。笠松さんた

ちもそういう意見だったわけですね。通知に猛反発した熊本大学の徳臣さんたちは何にこだわったのでしょうか。

和田：この道一筋でずっとやってきたのをやっぱりそういう学問的な取り組みを否定されたように受け取られたからじゃないですかね。別に徳臣先生たちの仲間の考え方を否定したわけではなくて、捉え方に複数色々あって、決着がついた際にも医学的にまだね、とすると、補償責任かどうか別として、そういったものの、そりゃあ病態像に対する理解とか、そんなところまで行きますが、そういう部分についての議論はまだ決着ついていない、と。決着つくまでの間ともかく一定の病態にある方については医療費とか最低限の生活的な支援をするっていうのは救済法だから、認めるんでしょう、と。現行被害救済法から見ればそういうことです。というようなことを私は当時の次官である梅本（筆者注＝梅本純正）さん¹⁰ なんかに話を、直接係員がいくのも普通ないですけどね、2年目のほやほやが次官に直接説明するなんて絶対ないですよ。でも次官もそう聞いて…。

高峰：あの通知は、率直な通知だと思うんですけども、やっぱり次官通知の中で自己批判って言うていいのかわ、これまで足りなかった部分もあるよっていうのを次官通知の中に、「法の趣旨の徹底、運用指導に欠ける場所があったことは当職の深く遺憾とするところであり」って言うてますよね。それなりに環境庁として当時この問題について自分たちも足りなかったところがあるよね、ってことをおっしゃってるんですよ。役所の通知として中身のある文章だと思ったんですけど。あれは和田さんたちが書かれた…。

和田：私が書いたんです。

高峰：それで梅本さんの異論はなかったんですか？

和田：実質、そういう判断について梅本さんも厚生次官当時にすでに…。しかし、厚生省でやろうっていう考えもあったんですよ。だけれども、せっかく環境庁ができるんだから環境庁の最初の仕事にしよう、と。だから7月早々に出した、と。基本的な方針はもうすでに厚生省で決まっていたんだけど、新任の局長、船後（筆者注＝船後正道）さん¹¹ にとっては最初の仕事。やっぱり、厳格な方ですよ。っていうので、環境庁のスタートとして、はじめは。もう毎日これでしたよ。

高峰：船後さんなり、梅本さんにすれば、出した後にああいうふうに熊本県もしくは県の審査会が猛反発することは予想していたんですか。

和田：ま、それは有り得るといって…。

高峰：それは一応意外なことではなかった。

和田：意外なことではなかった。

高峰：織り込み済みということでもあったんですか？

和田：織り込み済みの、「そうか」という感じ。だけれども…。

高峰：それは話が違うじゃないかって、怒られたんじゃないですか？

和田：ぜんぜん…怒られてない。まったく怒られてない。

高峰：しかし、当時の熊本日日新聞を見ると、徳臣さんたちがやっぱり認めないということになって、佐々委員会¹²⁾の文章を引っ張りだして、結局審査会が再開されるってことになるんですよね。それはそれで、通知を出した意味はあったと、最終的には環境庁としては総括されたんですか？

和田：いや、環境庁としては基本的には、本質的にはあんまり変わってないんだと、僕は理解しましたけどね。

高峰：その後の影響としては、どんなふうに考えられました？ 出した、しかし県は反対した、委員は辞めると言った…。

和田：なんとも、だから「いいじゃないか」って医師団に相当言いましたよ。でも法律の性格上、新しく審査会を編成すればという考え、そういうことを言っておられたのもありましたよ。

高峰：でもそれはそうならなかったわけでしょう？ 慰留して。

和田：まあ、慰留しちゃって。だけれども救済法の本質的な性格はずっとこう言っておったと。

高峰：でも、それ、慰留され、佐々委員会の結論を持ち出して…。

和田：ただ、佐々委員会、この分野についての色々な当時の考え、識見のある方たちが集まってやった報告書で、病態像は言ったと。それは事実ですよ。事実だけれども、それについてもさらに異論がある人がいるわけでしょう？ あの…、遅発性とか原田さんも言っておられて。で、そういう新しい主張が出てきていた、と。それから、個人によって摂取量って相当違いますし、どこの地域…。もともとは大気汚染系統地があって水俣病のような水質汚濁系のやつは、居住地の制限はないっていう推理でやってるんだよね。

高峰：それは？

和田：どこで生活していたかっていうことではなくて。大気汚染は、要するに大気汚染の影

響がないような地域であっても気管支ぜんそくとか慢性気管支炎っているわけだから、一定の曝露の濃度が高そうな地域を限定して、そこであるのであれば大気汚染の影響だ、という推理でしたけれども、水俣病のようなあるいはイタイイタイ病もそうだけど、これは居住地の制限ってしてないよね？

高峰：居住地の制限はしていないというけど、指定地域があるじゃないですか。

和田：基本的には指定地域…、僕の当時の理解は指定地域の考え方は大気汚染系で、水質汚濁系のようなものはそういう意味での厳密な指定地域ではないですね。因果関係が認められれば認めますよ、と。あの…、どこか遠くにいたとしてもですよ、絶えずそこにある水俣湾で獲れる魚をどこかの地域でいつも買って食べてる人がいたと言うのであればそれは認定する、という理解だと僕は理解していました。

高峰：大気と水質は違うってことですか？

和田：そう、ということ。大気汚染はさっき私が言ったように、気管支炎とか慢性気管支炎、肺気腫っていうのは大気汚染がないところでも一定数必ずいるんですね。水質汚濁の方はその原因物質とその摂取の因果関係が認められればどこに居住している人であれば認定されるという性格のものですね。

高峰：居住地域と違うってことですね。

和田：ええ。そういう厳格な意味での制限はないんですね。魚はぐるぐる動いていくもんね。同じ湾内に…、対岸まで行ってそこで獲って食べている人も有り得るでしょう、と。あるいは、一般流通ルートに乗った魚が、そこで出回っているっていう例はないんだと思いますけれども、いつも継続的に摂取していったら、居住地とは関係なく認められるという性格なんでしょうね。

高峰：だから、水俣湾周辺に住んでなくても、例えば行商ルートでもいいですよ。行商かなんかで、水俣の山の方の人たちが汚染魚を食べると。それで水俣病を発症する。それは、水俣湾周辺に住んでいなくても有機水銀の摂取で出るわけですよ。それは、大気なんかとは違って…。

和田：違うから認める、と。

高峰：そういうのは一つの法律の中に、大気と水質等といっしょに入ってるのはそもそも概念としては難しい、矛盾があるんじゃないですか、という意見もありますよね。

和田：いや、そうじゃないでしょう。公害の影響で被害が出ていると推定、推理される度合いでかつその因果関係と関連性が不鮮明だという場合で争いが起きるわけでしょう？ それは迅速に救済する、と。迅速な救済という観点から救済の対象にします、と法の

趣旨は。

高峰：救済法と、その後に公害健康被害補償法（公健法）¹³⁾ ができるでしょう？

和田：あれは性格的に違う。

高峰：違いますよね。ただ違うけれども現実には救済法に基づいて認定審査会が位置づけられて、そして、違う法律なんだけど、公健法に基づいてまた…。

和田：本当はそこで仕切り直して新しい…、あれは損害賠償をするという。

高峰：公健法でしょう？

和田：うーん。

高峰：ですよ。

和田：こっちは損害賠償の白黒決着がつくまでの間、やりましようっていう。

高峰：とりあえず、緊急の措置ですよ。

和田：実際そういう形で認められた人が…。

高峰：だから、そのところには2つの法律がイコールにならない部分がある、ということでしょう。

和田：完全にイコールではない。しかし実質的には影響はされたと思いますよ。

高峰：そうだけど、でも水俣病の流れをみると結局イコールになってるんですよ。

和田：あの、実態としてはたぶんそうなるだろうと認識してますよね。救済法時代の認定を受けた方が、すべて認められるという実態になるか、と。

高峰：だからそのへんでチツソは「新認定」って言い方をしたんですよ。旧認定は本当の水俣病で、新認定は違うんだって。これはチツソの言い方ですが。

和田：灰色も入っていると。チツソの考え方としては正しいかもしれませんが。チツソの当時の人からははっきり聞いてませんが。

高峰：チツソは「新認定」と「旧認定」を分けたんですよ。だから川本さんたちは新認定だから違うんだ、とこういうふうに言わんばかりの対応をしていくんですよ。

和田：公害健康被害補償法も実態上は100%確実にそうだ、という人もいれば、なかなか否定しきれないで認定された方も入り込んでいて、認定を受けたまま継続になって補償対象になってきている人もあるのかもしれないね。

高峰：徳臣さんたちのこの反発で収めていく時の、一連の水面下の作業にはあまり関与していない？

和田：直接関与はしていない。

高峰：関与しなかったんですか。これはやっぱり古川さんたちがやったんですか？

和田：同じ課ですよ。同じ局。課長補佐と係員ですから。かつ現場の人が反発するし。特に県庁や市役所から見ると、僕はそういう意味では向こうから見ると「あの野郎！」と思われてるんだと思いますよ。

高峰：古川さんが言ったかな、結局佐々委員会で収めたんだけど、自分らとしては裁決書を出した意味がある、と。というのは、翌年以降に患者の認定が増えたんだ、と。そういう実績はあったんだ、という…。和田さんもそんなふうに思われますか？

和田：実質的に否定はできませんよ。

高峰：確かに増えてますね。

高峰：ある意味、熊本県の反発もそんなに意外なことではなかったんですか？

和田：当然。だって県知事がやった処分を取り消すなんてね、滅多にないですからね。行政不服審査で。で、そういう処分をするなら厚生省よりも新しい役所ができる最初の仕事にしようではないか、と。

高峰：環境庁の中で、県とか徳臣さんたちの大反発を見てちょっとまずいことになったんじゃないかっていうのは。

和田：まあ、でも、辞められちゃうと立ち上がるまで大変だから、ともかくって、いうのが古川さんの判断だったでしょうね。あるいは山本宜正課長の。山本さんて非常に色んな人の話を聞く…。

高峰：山本さんは技官ですか。

和田：新潟大学医学部出のお医者さん。

和田：公害問題が非常に深刻になってきたのが昭和42、3年ごろなんですね。厚生省に公害部って作られたのが昭和42年なんです。その頃の課長さんが橋本道夫さん¹⁴⁾です。その次の課長が山本宜正。

高峰：やっぱりあの人たちには実務的には（徳臣さんたちが）辞められたら困る、があったんでしょうね。

和田：山本さんなんかは優しいお人柄だから、ちょっと困ったな、と。古川さんは公害対策本部ってところで、公害対策基本法の改正なんかをやる方について。個別の法律改正は公害部がやっていて、と。水俣病のことなどもやっていて、と。

高峰：熊本県が反発したときには、笠松さんたちには何か説明はされたんですか、その後。

和田：笠松さんは、補償処理委員会¹⁵⁾の千種委員会の3人に委員を頼んでいた中の一人ね。3人の委員ってというのは、千種達夫さんは東京高裁の…。

高峰：元裁判官ですよ。

和田：民事訴訟の専門家だったんですよ。千種さんのご子息も裁判官で最高裁の判事なんかをやっておられた。そのお父さんね。民事のこういう分野の専門家と。で、笠松さんが精神医学、神経内科で東京大学の教授をしておられて。三好重夫さん。この方は当時地方制度調査会の会長。公営企業金融公庫の総裁っていうのかな。戦前、内務省があった時の内務省の警保局長をしておられた。警保局ってご承知だと思いますが、その前が北海道と京都の知事をやっておられました。要するに内務省系統の超エリートで、敗戦でバージされてようやく復帰してきて、しかし内務省系のドン。内務省の系譜で梅本さんとか城戸（筆者注＝城戸謙次、環境庁企画調整局長）さんなんかは旧内務省系に入っておられるんですよ。でその、実質トップ格が三好さんで、三好さんを3人の委員の1人に頼んでいた、と。これが昭和45年の一任派の和解のあっせんのメンバーだった。で、当時の公害庶務課長が藤森昭一さん。藤森昭一さんは昭和元年生まれだから昭一さんなんですよ。のちの宮内庁長官。今の天皇のご縁談を実質いろいろ係わっていたのが藤森さんでした。

高峰：ただこれで…もう一つ、ハプニングでもないんだけど、この「46年次官通知」の趣旨について記者会見だったと思いますけれども、当時の大石武一長官が「疑わしきは認定」という言葉を使った。熊本日日新聞も当時の記事では「疑わしき」にはなってるんですね。あれで、誤解を生んだような…。

和田：損害賠償責任についてまで踏み込んだようにも見えちゃうんだよね。

高峰：通知の原文は「否定できない場合は」ってことになっている。

和田：争いが決着つくまでの間、やりましょうっていう制度なんだから、疑わしくても認めて責任を取る、医学的に決着がつくまでの間やりましょうよ、っていう。

高峰：ただ、大石さんなんかそのあとと言ったと思うけど、例えば医者は「風邪」でも、「風邪の疑い」ってカルテに書くんだよって。そういう意味でしゃべったんだけどみたいなことだった。

和田：あれがかなり混乱を招いた一つの要因なんですね。決着がつくまでの間、争いごとが
決着つくまでの間、医療費とか…。

高峰：救済法の趣旨はそういうことですよ。

和田：うん、そういうものですよーって。ただ広く救済します、決着つくまでの間。僕なん
かは当時、報道などを見て「あれっ？」って言って。秘書官などに「ちょっと違いますよ」と言いに行ったんですよ。

高峰：秘書官たちは何て答えたんですか？

和田：いや、もう記憶してないね。ともかく「いや似たようなもんだよ」って言ったんじゃ
ないかと思ったけど。救済法に関して秘書官なんて、そう中身知らないもんね。

高峰：まあ、そうですね。でもなんか、あれで少しこの趣旨がね、変わってきたよ
うな気がして仕方ないんですけどね。

和田：僕もそういう認識ですよ。ただ救済法で認めた人、対象とすると認めた人を逆には否
定するのは大変難しいことになるんでしょうね。

高峰：どういう意味ですか？

和田：救済法で認められた人について、損害賠償が…、本訴の争いで認定され…。

高峰：あ、否定するのが。

和田：うん。逆に否定するのは実態上難しくなるでしょうね。

高峰：それはそうですね。その疑いがあるわけですからね。

和田：僕なんかはそう思っていましたよ。救済法でやれば、ほかに積極的な反証も挙げにくい
し、結局多くの方はそのまま認められるということになるでしょうね、と。こう思っ
てたことは事実。

高峰：それまでの当時の環境庁の担当局では、だいたいそういう認識では一致してたんです
か？

和田：僕はそうやってずっとしゃべってる。ほかの方はこの問題だけ一所懸命やってるって
わけではないから。そこから後、大丈夫か？ とかいう話ですから。特に公害部、庶
務課のとき、実質的に判断時の課長さんは竹内嘉己さんという人でしたね。昭和26年
入省。在学中に学徒動員で戦争に行き、終わったあとそのままシベリアに抑留され
て昭和25年くらいまでシベリアにいた人ですよ。

和田：藤森さんの後の公害部庶務課長。環境庁ができるときにでも庶務課長ですよ。で、「おまえ大丈夫か?」「大丈夫です」と。「よし、やれ」とこういう感じでしたからね。

高峰：熊本では大きな事件になっていくんですけども、その後の展開っていうのは事実上…、水俣と直接の接関係は終わるわけですか？

和田：直接…、公害部庶務課の時には救済法の所管。環境庁ができて、大気保全局の係員にいくんですが、同時に併任されたのが公害保健課だった。

高峰：併任って結構あるんですか？

和田：またがって併任とか普通ないけど。とにかくその後厚生省に戻って薬務局企業課ってところにいくんですが、で、その時に、48年の…。

高峰：三木（筆者注＝三木武夫、当時の副総理）さん¹⁶⁾に呼ばれた話がありましたね？

和田：1973年の5月ですね。三木さんのご自宅で、2時間くらい。

高峰：あの時代、国立水俣病研究センターができていくんですけども。熊本大学は第3水俣病事件¹⁷⁾もあって、なんて言うのか、「懲りた」っていうのかな。事実上、手を引いていくような感じ。本当はあれも生かしながら水銀の研究を続ければ、世界に冠たる熊本大学になったと思うんですけどね。もったいなかったな…って。

和田：もったいないですよ。今頃地球環境、環境問題なんか…。今だってあるんだもん。

高峰：特にブラジルとかアジアとかで水銀採掘の問題なんかあるじゃないですか。ああいう時に本当に水俣の経験が役に立つと思うんだけど、結局引いちゃって。要するにやってないんですよ。

和田：環境省もみんな…。

高峰：なんでそうなったと思いますか？

和田：思いが少ないからでしょう。

高峰：本当に国水研の使い方はもったいなかったと思いますね。

和田：僕が2007年に行った時、周りだけこう…歩いてみましたけど。中に入ることはしませんでした。

高峰：思いが少なかったと思われますか？ 熊本大学の医学部は。

和田：なぜ、原田さんがあんなに毛嫌いされてってことと本質的には同じですよ。やっばりお医者さんになんか、要するに厳格な判断をされる、それが良しとする…。

高峰：ただやっぱり、徳臣さんたちが最初のころご苦労されたことは分かるけれども、自分たちがつくった病像というんでしょうかね。それを、壊されたくなかった…、とでも言うのか…。

和田：一所懸命取組んできたやつを…。

高峰：否定されるような感じを。

和田：そうなったんでしょうね。それは僕たちがかかわる以前から椿さんと徳臣さんなんかの…。

高峰：違いましたよね。

和田：あるいは熊本大学の武内忠男さん¹⁸⁾ っておられたと思うんだけど、武内さんに来てもらって話を聞いたことがあるんだよね。武内さんは「和田さんの…」、要は「正しいように思う」ってことを言っていましたよ。熊本大学の内部でも意見の違いがあって、他大学ともあったし。で、東大系統は熊本はちょっと狭すぎるのではないかと。で、あれだけ広範囲な環境汚染、食品を通じた被害という中で、いろんな病気の姿があってもおかしくないんじゃないかと。それは原田さんも同じことを、そんなね。またぶん、公害っていうものではないかと僕は素朴に思ってたから。シンパシーとしてはそちらに…。

高峰：なんででしょうね？

和田：わからないです。直接「先生なんでそんな頑ななんですか」なんて質問したことないからわかりませんが。

高峰：直接、先生は例えば徳臣さんたちと、そういう病像をめぐって議論されたことはないですか？

和田：1回あったです。僕が「いろんな形があっただけじゃないんでしょうか」と。

高峰：そうしたら何とおっしゃったんですか？

和田：やっぱり判断するには状況が揃わないと難しいと、こういってことをですね、ハンター・ラッセル症候群¹⁹⁾ っていうんですかね。そう言ってたように思います。

高峰：今の現実の議論の中で「水俣病」という呼び方をしているけど、それは非常に特殊な病気だということをつくってしまった、と。むしろ有機水銀中毒としてみると違うことになるんじゃないかという議論が起きています。しかし認定審査会の審査の問題でいうと、それを「軽い水銀中毒、だっていうふうに仮に言い換えたところで、それを認めるかどうかという議論になってしまう。さらには徳臣さんたちがやっていた、要

するに、徳臣型、って言っているのかどうか分かりませんが、組み合わせがないからだめだ、という議論になってしまうようにも思います。

和田：典型症状が揃わないとって。

高峰：同じことの繰り返しになるのかなとも思うんですけどね。

和田：水俣病って名前を付けたので、水俣の間にいろいろ対立とか分断を招いたという側面はあったことは事実なんでしょうね。冷たい目で見られるような人がいたりとかね、金儲けやってるんじゃないかって言われる人がいたとかね。あるいは、それだけチッソの地域の影響力が強かったってことだよ。特に、昭和40年代前半っていうのはチッソ…、人口って5万弱ぐらいあったんですかね、あの頃ね。

高峰：昭和34年が一番多かったのですが、5万人です。久木野村の合併もありましたし。

高峰：水俣病問題の教訓というのはどんなふうに行行政の人間として、考えておられますか？

和田：水俣病自身について言えばすでに現実に発生し、被害者が出て、そして重い病気の実態が残っていると。いうので、水俣病自身についてだけ言えば、もうすでに新規の患者が発生が止まって相当年月が経っている、ということだとすると、私はやはり治療方法の研究、回復、リハビリテーション、あるいはこういう事案はどこでも起こり得るんだから、有り得ることなんだから、そういったことについて最初に経験した国として、この分野について国際的にも発信する、貢献するようなことが大事なのではないでしょうか、と。この事については、ある意味では終わった事件なんですね。で、現実に残っているのは重篤な被害が残って、日々生活している人がいる、と。こういった方の治療方法の研究。これはなかなかの、やられているんだから、難しいからリハビリではないですか、と。だから、それは国の責任でもあるので、広い意味での国の責任なのでっていう治療研究、リハビリ、そして啓発。同種事案がでないなら、そういったことやるのが国の責任じゃないでしょうか、ということをお三木さんに言ったんですね、当時。呼ばれて、「なんでもいいよ」と言うので、「残念ながらすでに生じて、新規の患者は基本的には止まっているようなものだからそういう意味でこれはどうかかるか」といって、今申し上げたことじゃないんでしょうか」と。そうしたら三木さんは熊本に行かれて国立の施設を造る、と。センターを造るんだ、ということをおっしゃって。しかし、三木さんが代わったら次の人はやらなかったんだよね。で、三木さんが総理大臣になった時に、「あれはどうなったんでしょうか」という話になって、できたのがソレだったと。三木さんも結局センターができた時には代わっておられたんだと思いますが、開設した時にはね。次の人は魂が入ってないから、残念ながらなんか忘れられた施設みたいになってる、と。おっしゃったようにちゃんとやっていけば、環境問題などについても…。

高峰：もったいなかったと思いますけどね。

和田：もっとぎょうさん人をやればいいのに、と。支所になってみたりとかね。気合の入っていない…。

高峰：武内さんが言ってましたもんね。「国水研の建物は東京を向いて建っててね、ほとんど足元を見とらん」って。結局、いまなおやっぱり中途半端な形だと僕は思うんですけどね。

和田：医系技官の女性の所長とあった時に「これやったらいいのに」って言ったけど、あまり気乗りしない顔してましたよ。

高峰：今は水俣に行かれたりすることはないんですか？

和田：この後行ってませんね。17年間。2007年だから17年前。

高峰：話を戻しますけど、あれは、和田さんのところから出たんでしょうか？ あのペーパーは。県庁は持ってないことはないですね。「審査会判定は公害補償と関連があるので慎重を要する」という文言がある審査会の議事要点録²⁰⁾…。

和田：審査請求の過程で提出を求めた書類の一つですよ。県の方に審査会の議事録を提出しろ、と。で、持ってきた資料。

高峰：それはだから、要求があったから出したわけでしょう？

和田：そうです。

高峰：要求したのは川本さんたちでしょう？

和田：で、うちの方に提出されてくると。

高峰：いやいや、だから川本さんたちがそういう要求をされて、これですよって出したってことでしょうか？ 違うんですか？

和田：いや、ない。うちの方にいろいろ資料、県から提出されてきていた、と。

高峰：もともとはその文書そのものは県の文書ですよ。

和田：そう、県だよ。県が審査会をやっている、審査会の【議事を置く】って格好だから。審査会の議事録の要点録なんだな。

高峰：だからあの発言者は県なんですよ。

和田：県。県か、ちょっと詳細は記憶してないけども、徳臣さんほか…。

高峰：あれには、「慎重を要する」ってあるじゃないですか。

和田：それは誰が発言したかどうかは別として、発言者書いてなかったと思うんだけども。審査会の議事要点録という…。

高峰：それは熊本県が作った要点録ですよ。

和田：そうです、県が作った。

高峰：県が作った要点録という文書があって、それが環境庁にあったわけですね。

和田：来てた。

高峰：来てたわけね。でそれは、川本さんたちがずっと資料として…。

和田：どこかで入手して、出たもんだから、出所は僕だと思われてた、と。

和田：県の方は自分のところから出てないと確信しておられるんですかね。国の方から出たんだ、と言って、当時の（環境庁の）課長、竹内嘉己さんのところへ抗議に来たんですね。

高峰：県がですか？

和田：うん。で、抗議にきて、竹内さんは追い返したと。「追い返しておいたからな」と言って。そしたらニヤッと笑って。ふふ…。

高峰：そうですか。しかし実態はそうやって熊本県は…、実態はそうだったんでしょうけど。で、やっぱり100何人という患者の枠があって1人亡くなれば次を認定するような感じの運営がされてた、としか見えないみたい。

和田：そう。

和田：久我（筆者注＝久我正一）さんって専務が当時チツソで来られて、総務部長が土谷さんって。特に土谷さんが誠実な感じの方でしたよね。いつも苦渋の表情というか。それが非常にあの表情を覚えてますね。あともう1つね、旭化成の会長を長くやっていて、ヘーベルハウスなんかの会長をやった方がおられて、けっこう他のこともあって親しかったんですが、「和田さん、人間って不思議なものです」と言うんです。「人生不思議なもの」。この方も同じくシベリアに長く抑留されて、復員してきて行くところがなくて宮崎（筆者注＝宮崎輝）さん²¹⁾のところへ旭化成入って。こう言ってきましたよ。「もう少し私の成績が良ければ水俣に行っただしょうね」と。

高峰：成績が良ければ。

和田：うん。あるいは早ければってこともあったかもしれないね。「私は今こういうことをやっているけれども」っていう時に、「なんであんな事件が起きたんでしょうかね」って聞いたことがあるんだよね。やっぱりそれはエネルギー構造の変化の中で、電気化学が衰退を徐々にしていく、と。で、石油化学が、特に昭和30年代初めからそういう流れになってきますよね。で、同時にまだまだ食糧不足で、食糧増産ということが非常に大きな課題になっていて。したがって、そのためには肥料がいると。

肥料の増産増産の要請がある中で、電気化学から石油化学へと移行過程と。で、私が言いたかったのは、あれね。みんな電気など水力発電ですよ。火力発電ではなくて。球磨川水系とか、宮崎のあっちの方もそうだけだね。その電気を使ってそれをエネルギーとして工場をやっているわけですよ。しかし日本の水力発電所は、黒部ダムみたいな大きなのは別として、だいたい急流に小さなダムを造って、と。年間の発電量としては一定のことを期待できるけれども、安定的な発電量じゃないんですね。雨が降ったり、集中豪雨があったりすると水量が、だからワッとやると。渇水期だと発電量が落ちる、と。それだから年間の供給量は一定の範囲だけれども、月単位なんかでみるとオーバーフローっていうか、非常に過剰な負担になっているときもあって、と。だけれどもそれがやっぱりこういう事件になったのかな？ ってことを言っていたことを記憶してますよ。

高峰：それはどういう意味ですか？

和田：バーッとやるから、どうしてもオーバーフローで維持管理が行き届かなくて色んな流出とかってというのがあったのかもしれない、と。原子力だとか火力だと一定時間ちゃんとなるでしょう？ だから日本の水力発電の特別な事情みたいなのが考えてみると背景にあるのかなってことを言うておって。この2つでしょう。印象的だったのは。で、他方、昭和30年代に昭和31年か？ 水俣で奇病発生と。31年5月でしたかね。

高峰：5月でしたね。

和田：時の保健所は伊藤蓮雄さん。

高峰：伊藤蓮雄さん。保健所長ですね。

和田：保健所長でしょ。昭和44年に伊藤さん、何回か東京にきて僕も一緒に食事したことが何回かあるんだよね。馬刺しなんて初めてその時食べたんだけど。伊藤さんなんかよくわかっておられて、ずっと沈黙しておられたのかもしれないね。

高峰：伊藤さんは、最後熊本県の衛生部長なんかされるんだけど、県議会でも健康調査にはとって否定的で、且つ認定審査会はきちんとやっていますよ、ということで。その時は伊藤さんがあれですか？

和田：衛生部長。何回か馬刺しのかたまりみたいなのを持ってきたのを僕の当時行っていた小さな小料理屋さんで切ってもらって食べた記憶がありますもん。

高峰：そうですか。伊藤さんはね、県議会で自分の髪の毛がね「34 (PPM) あるけどおれはピンピンしてるんだ」ってね。結核だってね、菌は持ってるけどね、病気に出たやつを見るんだから、その水銀を食ったからってみんな水俣病になるわけじゃないんだっていうことを県議会でしゃべってました。

和田：あんまり科学的ではないね。

高峰：そうやって健康調査は必要ないんだっていうことを、ちゃんとした先生たちがやるから、必要ない…。この時は伊藤さんですか？

和田：昭和44年。間違いなく伊藤さんでしたよ。まだ12、3年しか経ってないもん。保健所長であった時から、その当時。

高峰：今の動きで感じられることはありませんか？

和田：やっぱり、60年、社会的問題として認識されるようになって60年余り経つのに、まだなお、きちっとした解決が見つからないっていうのは大変残念だな、と、っていうのはありますよね。また、今出ている新たな患者さんの認定の問題ね。これはまあ、広島、長崎の原爆の患者認定の問題にも重なるようなところがあるかもしれませんね。法律的には重ならないと思いますが。今の時点でなかなか判断は容易ではない状況の中で新しい問題を抱えている、ということだなと思いますね。ただまあ、いいように理解すれば、これだけことになるんだから事実上ほとんどの方はすでに認定されているか、あるいは「そうでない」と否定されているんで、今から出てくる人について積極的に認められていくケースはどんどん少なくなるんだろうな、と想像しますよね。

高峰：ただ水俣の場合は、健康調査がずっとこれまで70年近くに渡って本当の意味での健康調査がされてないから、否定するにしてもね、逆に根拠もないんですよ。逆に言えばね。その問題をずっと抱えざるを得なくて、そういう意味では判決が出たのは逆に政治的にはですよ、いいきっかけにして。だって今1,600万円求めてるわけじゃなくて、結果で言えば260万円ですからね。受け入れたのは。

和田：僕が知事、あるいは大臣だったら、認めて全部きれいにしますよね。

和田：だから村山（筆者注＝村山富市、当時の首相）さんのときに基本的に全部あれで決着したのかなって僕は理解…村山さんが押してくれたしね、なったのかな、って思ったけれども。今もなお、続いて出てきているってのは可能性としては少ないのかなって思っちゃうんだけど。だってこれ本当に決着させるためには亡くなられた後に、

解剖をして有機水銀の影響があったかどうか確認しなきゃ決着はつかないな。

高峰：逆にいうと、病理も絶対でもないような感じもするんですよね。今の人達のは水銀の影響をどこまでみるかっていうのをね。

和田：水銀の影響で脳になんらかの病変が、範囲が、程度はあるにしてもね。それがある人とならない人とは水俣病っていうことの適用が変わってくるでしょう？ やっぱり加齢に伴って全般的に脳の機能が低下してくるという人まで認めるといって、水俣病の範疇からはずれるよね。

高峰：ただ、今ですね、問題になってること一つは、胎児性世代が64、5歳くらいになるんですけれども、胎児性の周辺の症状みたいな、60歳前後のね、あのへんの世代の話がこれから出てくるんだろうと思うんですよ。実際、ある地区の中学なんか、当時、運動能力が落ちてるっていう調査があった。しかし、それが補償の問題と重なってきちゃうところがあって、なかなか医学的な理論にならないんですよ。

和田：当時ね、昭和40年代半ばごろ、遅発性の水俣病とかなんとか言っていましたよね。それを僕にいろいろどういうことかな？ って言うんで…。何だったかな…。なかなか出てこないからあれだけど。笠松先生を訪ねたことがあるんですよ。

高峰：笠松さんにですか。

和田：若い時は出てなくても年をとっていくと症状が出るってことがあるんでしょうか？ と。原田さんが遅発性って言っていたみたいです。やはり、若い時には脳細胞、若い細胞が活発にあるけれども、加齢に伴って活性が低下してくる、と。あるいは、再生されていかない、ということになると症状がすぐ出るってことも有り得るでしょうね、とっておられたよね。だから遅発性水俣病っていうのは有り得るっていう理解だったと思いますけど。徳臣さんたちはそれを否定していたよね。

僕は医学的には素人だけれども、でも「あるんじゃないかな」と。若い時は残ってる細胞がフルでやってくれるけれども、脳細胞の数が少ないからダメージを受けると影響が出やすくなるっていうことは…。

高峰：笠松先生自身は水俣病の患者さんは見ておられたんですか？

和田：直接は診察、診断はしてないと思いますね。

高峰：じゃあ一般的な医学としての。

和田：神経医学なりの。笠松さんは、僕は大学の時に知ってて、当時いろいろ、まったく水俣病とは関係なしに…。

高峰：先生は法学部のほうでしょう？

和田：うん。

高峰：なんでご存じだったんですか？

和田：大学に座禅の会があってね、先生も若いころやっておられたんだよね。で、禅と睡眠とか神経細胞の働きとかってことをやっておられたから、呼んで話を聞いたことがあるんだよね。それがもともとあって…。

高峰：水俣とはまったく関係なく…。

和田：まったく関係ない時に。

高峰：それは先生が学生で、向こうは先生…。

高峰：次官通知の時、徳臣さんたちがこうやって反対した時のことを笠松先生には何か説明かなにかされに行ったんですか？

和田：何度も行って、「先生、徳臣さんの主張って正しいんですか」と。素朴にね。椿先生のあれとは違うようなことを申した。「君、電話するから。白木さんに電話するから、白木さんにも話を聞いたらどうだ？」って言って、白木さんのところに行って話を聞いたり。医学者でもないから、法学部的な意味でのいろいろ素朴な質問を…。

高峰：笠松さんは徳臣さんたちの意見に対してどんなふうに思っておられたんですか？

和田：積極的に否定はしてなかったと思いますが、もっと多様な形がありそうですね、と。あってもいいと思いますよ、と。という感じでしたね。だから、船後局長も悩むよね。大きな社会問題でずっと引きずって、新しい環境庁ができて行政の責任者になった、どう判断するか、と。申し送りで環境庁で最初にします、ということでやったけれども、責任とるのは当事者である船後さんですからね。初めのころ、毎日ように、呼ばれて日曜日に行ったり。で、大体納得してこられて、僕の言ってることにまだ不安あるようだったら、笠松先生の話聞いてみますか？ って。で、日曜日夜遅く、役所に出てきてもらって、笠松さん3時間ぐらい話した。

高峰：笠松さん入れて、船後さんたち…。

和田：僕と3人で。

高峰：船後さん、その時局長でしょう？

和田：局長で。公害保健課を所管している企画調整局長として。

高峰：筆頭局長でしょう。

和田：裁決書出すとき、直前に。7月のはじめ、中ぐらいかな。理解したうえで最終的に裁決書を起案する。次官は当然その前から公害やってたから…。「いけ！やっていざ！」という感じでしたから。

高峰：これだけ騒ぎになっても、あんまりそんなにバタバタするってことはないんですね。環境庁としては。

和田：うん、ぜんぜん。「お前ばかか」とか僕は言われたこともないし。本質的には変わってないってみんな思ってるわけですから。ともかく、振り上げたこぶしをおろしてもらって、県庁は困らないようにしてあげようかって古川さんが取めた、と。本質的には僕は変わってなかったと思いますよ。まったく怒られたこともないし、注意されたこともないし。

高峰：現地に行かれてほしい、その…印象は…。

和田：請求しておられる方全員にお会いをして。それから関係者、県の話、市の話。徳臣さん、当時会ったと思いましたが。聞いて。

高峰：水俣病の事件史の中で46年の次官通知っていうのはね、とても僕は大きなインパクトを持ったことだったなと思っていて、それが（昭和）52年の判断条件というものを別に出すじゃないですか。環境庁の部長通知で。組み合わせという形で、否定できない場合はというのが、事実上僕は修正されたという気がするんですけどね。違いますか？

和田：修正されてないかな、って感じもするけど。

高峰：修正されてはいない？

和田：公害健康被害補償法になるとあれは補償責任を認めてやる法律だから。

そういう意味では若干ハードになったのかもしれませんが。しかし、ハードになったといってもすでに広くやりますよって言ってやったものを否定するだけの材料はないでしょうね、と。僕はそう思ったから、実質何も変わらないでしょうね、と思っただと。だから実質申請するとかなりの人が認められてる。

高峰：52年の判断条件が出て、認定する数と棄却する数はひっくり返るんですよ。数は、棄却者が増えていく。で、46年の時はですよ、認定される方たちがどんどん増えたじゃないですか。そういう意味では違うな—って。しかも司法判断ではことごとく批判された。

和田：その後見てるわけでもないから。だけれども、積極的に昭和46年の判断を覆すような

ことは実際上難しいでしょうね、と思ってたと。

高峰：そういう時は、説明には来ないんですか、役所からは？ 前のを変える時に、例えば「今度こんな風にしますよ」みたいな。

和田：絶対来ないですね。役所のいい所か悪い所か知りませんが。

高峰：今もそう思ってらっしゃいますか。46年の判断を覆すことにはならん、と。

和田：覆すほどの有力な否定的な材料というのは出てこないんじゃないでしょうか、と僕は思っている。いや、ずっとと思ってたと。だから結果的にかなり多い、その延長上でまだなお決着がついてないというのは果たしてどういうことなのかな、と思うと。

蓋然性っていうのかな。可能性の判断じゃないんですかね。積極的に否定するような材料があれば否定できるんだと思いますけれども。いや、脳卒中があったとかね。ただその脳卒中の原因に水銀がかかっているとかなんとか別の話なんですよ。

(終)

付記

和田氏はインタビューの中で、1978年に正式決定されることになるチッソ県債につながる話がこの「46年次官通知」前後、既に環境庁、大蔵省の間で出ていたことを明らかにしている。その関連は以下の部分だが、チッソ県債をめぐる問題の解明も今後の課題である。

和田：昭和34年の人口が5万人ですよ。ということは、昭和40年代の初めでもそんなに減ってませんよね、まだ。当時の色んな僕の記憶でいうと、3・4割はチッソの社員やあるいは取引企業、あるいはそこへ出入りして色んな関係の食堂とか。非常にあの地域においては圧倒的な存在感があるところ。労働組合の人たちがたぶん分かれてた(筆者注＝安賃闘争)²²⁾ と思いましたがけれども。労使紛争も非常に激しい地域で、という。こう…町全体がギスギスしている。当時石炭から石油へっていう流れの中で、電気化学が沈下していく、と。

高峰：今は2万3千ぐらいになりましたかね、人口が。ま、それでもチッソが最大の産業ではあるんですけどね。

和田：やっぱりチッソの賠償責任を本格的にやっていくとチッソは破綻をする。支払い不能になって、と。そうすると、補償が滞ってしまう、と。要するにチッソを潰さない形でどうやるか、っていうのが、これは僕なんか意識ではなくて、船後さんが特にそういうことを意識していましたよね。チッソを存続させながら、つまり会社を2つに分けて、補償会社と事業会社って、要はね。そうする必要はあるんじゃないかって言って

ましたよ。

高峰：それがチッソ県債、熊本県債になっていくんでしょうけど、それは東日本大震災3.11の福島原発のスキームの一つの参考っていうの原型になって。

和田：原型なんですよ。当時船後さんは（大蔵省の）銀行局長のいるところに電話してましたよ。特別の債権を、と。

高峰：チッソ県債っていうやり方は評価としてはどうですか？ やっぱり評価されるんですか？

和田：チッソが払わなければ、一時金じゃ払えないよね。したがって分割払いみたいなことをやらなきゃいかんというのが、一任派の契約の時もそうだし、今の仕組みもそうだと思いますが。同時にチッソの支払い能力をどう担保していくか、と。支払いの方法と、かつ支払い能力の補償担保。これがないとダメなんでしょうね。

高峰：やれるところまでやって結局その後を国が面倒をみるというふうな選択肢もないわけじゃないでしょう？

和田：ないわけじゃないけれども、一企業のそれを全面的に肩代わりするっていうのは悪しき前例になるんじゃないですかね。

高峰：その頃は最高裁の判決なんかも出てないから。最高裁の判決が出た後だったらその議論はもうちょっと違う形になったでしょうかね。

和田：国自身がああいう被害の発生とか防止とかにね、重大な過失があるとか、なんらかの民事上の責任がある。こういう民事上の責任もあるというのであれば、潰してなんとかってこともあったかもしれませんが、そうではないですね。基本的にはチッソ株式会社の日常的な操業事業活動に伴って出てきている。だから公害なんでしょうね。だから、そこを全部国が補償を肩代わりするっていうのは、犯罪事件で、殺人事件で、通り魔にやられてっていう人にならこうなるかもしれませんね。それは原因のはっきりしているものについて国が補償責任を肩代わりするっていうのでは影響するところ大きいんじゃないですかね。だから潰さずに補償責任を全うさせると。完投してもらおう、と。補償責任を全うしてもらおうっていうのは、安易に、安易にかどうかは別にして、国が肩代わりするというのは他の事例、事案への影響が大きいんじゃないですかね。

注

- 1) 水俣病の認定では、①主要症状のいずれかの症状がある場合、他の原因があっても有機水銀の影響があれば水俣病の範囲に含む②生活史や疫学的資料等から判断し、水質汚濁の影響を否定し得えない場合にはすみやかに認定を行う一などとしたほか、認定には「症状の軽重」を考慮する必要はなく、法の目的は「緊急に救済を要する健康被害」に対する「特別の行政上の救済措置」であるので、「民事上の損害賠償責任の有無を確定するものではない」とした。
- 2) 1969（昭和44）年12月制定、1973年10月廃止。指定疾病は水俣病、イタイイタイ病、慢性ヒ素中毒、気管支ぜんそくなど。
- 3) 1970年8月、川本輝夫さんら9人が水俣病の認定申請を棄却されたのを不服として厚生大臣に審査請求を提起した。
- 4) 徳臣晴比古（1917-2014）熊本大学医学部教授、神経内科。熊本県及び鹿児島県の公害被害者認定審査会会長。「46年次官通知」を厳しく批判、抗議のため辞意も表明した。
- 5) 古川貞二郎（1934-2022）元内閣官房副長官。佐賀県出身。村山富市内閣から小泉純一郎内閣まで官房副長官の在職3,133日は歴代2位。
- 6) 原田正純の『水俣病』（岩波新書）によれば、初期の熊本大学研究班の論文では視野狭窄が100%なのに対し、新潟では1968（昭和43）年の椿忠雄論文では37%だった。
- 7) 椿忠雄（1921-1987）新潟大学教授。新潟水俣病研究の中心的存在。後年、水俣病像をめぐる法廷などで原田正純氏らと対立した。
- 8) 白木博次（1917-2004）東京大学医学部長、神経病理学。
- 9) 笠松章（1910-1987）東京大学医学部教授、精神神経学。
- 10) 梅本純正（1919-2015）厚生事務次官から初代環境事務次官。その後三木武夫内閣の内閣官房副長官。
- 11) 船後正道（1921-2013）環境省企画調整局長、環境事務次官。
- 12) 佐々委員会 1970年の厚生省公害調査等委託研究（公害の影響による疾病の範囲等に関する研究）で、国際的に定着しているという理由で「政令におこむ病名として水俣病を採用するのが適当」としたほか、「水俣病は魚貝類に蓄積された有機水銀を大量に経口摂取することにより起こる神経系疾患であり、魚貝類への蓄積、その摂取という過程において公害的要素を含んでいる。このような過程は世界の何処にもみないものである。この意味においても水俣病という病名の特異性が存在する」とした。佐々貫之（関東逓信病院内科顧問）が中心になったことから佐々委員会と呼ばれ、熊本大学の貴田丈夫、徳臣晴比古、新潟大学の椿忠雄、三国政吉の4教授が小委員会を作って同委員会の有機水銀関係を作成した。
- 13) 公害健康被害補償法 救済法に逸失利益に対する補償がなかったため、1973年6月に制定、翌1974年9月に施行。認定患者への補償給付を制度化。大気が第一種、水質が第二種。第二種の疾病は水俣病（熊本県、新潟県）、イタイイタイ病（富山県）、慢性ヒ素中毒（島根県、宮崎県）。第一種地域は1988（昭和63）年に指定解除となり、以後新たな患者の認定はない。
- 14) 橋本道夫（1924-2008）大阪大学医学部卒、1957年厚生省入省。64年に新設された厚生省の公害課の初代課長。環境庁の大気保全局長で退任。1999（平成11）年に報告書が出た「水俣病に関する社会科学的研究会」の座長も務めた。
- 15) 補償処理委員会 1968（昭和43）年9月、「水俣病の原因はチッソ水俣工場で生成されたメチル水銀化合物が原因」とする政府見解が出され、患者家族の中で補償要求が再燃。裁判を起す訴訟派と厚生省への一任派に分裂。厚生省は1969年4月に補償処理委員会を作り、一任派への補償の取りまとめを依頼した。訴訟派は1969年6月提訴。

- 16) 三木武夫（1907-1988）環境庁長官、首相。
- 17) 第3水俣病事件 1973年に熊本県に出された熊本大学の第二次水俣病研究班の班長総括に、不知火海とは反対側の天草郡有明町に「第3の水俣病」の可能性を指摘する言葉があり、以後、全国に水銀パニックが広がった。その後、有明町を含め可能性が指摘された人たちはすべて環境庁が否定したが、この事件をきっかけに、魚貝類の安全基準や水俣湾、徳山湾へのヘドロ除去などが進められた。
- 18) 武内忠男（1915-2007）熊本大学医学部教授、病理学。水俣病の病因物質として有機水銀を突き止めた一人。熊本県の水俣病認定審査会会長。
- 19) ハンター・ラッセル症候群 イギリスの種子消毒工場で起こったメチル水銀中毒で、ハンター、ボンフォード、ラッセルが1940年に臨床報告を行い、そのうちの1人が発病から15年後に死亡し、病理所見がハンター、ラッセルによって論文化された（1954年）。感覚障害、難聴、運動失調、言語障害、視野狭窄がハンター・ラッセル症候群と呼ばれている。
- 20) 議事要点録 熊本県作成の「第二回審査会議事要点録 日時 昭和四五年二月二〇日 一五時から於 熊本共済会館」に、「議題一、救済法運用について 民事とかかわりなく適用するとあるが、水俣病関係では本審査会判定は公害補償と関連があるので、その点も考慮して慎重を要する。〔新制度の運用について県から救済法運用通達等により、説明を受けた。〕と書き換え」とあった。
- 21) 宮崎輝（1909-1992）チッソ入社後、旭化成に配属。社長、会長を歴任。宮崎県延岡市名誉市民。
- 22) 安賃闘争（1962-1963）1962年の春闘でチッソが3年後までの賃上げ額を決める「安定賃金」を提案、組合側は「提案はスト権の放棄と引き換え」と反発。水俣市を二分する事態ともなり、組合は「第一労組」と「新労組」に分裂した。

参考文献、資料

- 1971（昭和46）年10月1日付 熊本日日新聞朝刊。
水俣病研究会『認定制度への挑戦』1972年。
原田正純『水俣病』岩波新書、1972年。
水俣病に関する社会科学的研究会「水俣病の悲劇を繰り返さないために」1999年。
2007（平成19）年1月1日～11日 熊本日日新聞朝刊「官の倫理」。
菅沼隆『厚生行政のオーラルヒストリー 和田勝 平成28～30年度科学研究費基盤研究(B)報告書』2018年。